

注目されるファンドレイジング

ファンドレイジング (Fundraising) とは、NPO (民間非営利団体: Non-Profit Organizations) が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称を指す、とされている (日本ファンドレイジング協会『認定ファンドレイザー必修研修テキスト』)。ここでいう NPO とは、日本においては特定非営利活動法人を指すことが多いが、広義には、公益法人、学校法人、社会福祉法人などを含む範囲が広い概念である。通常 NPO の活動対象は何らかの生活課題を抱えた人々たちであって、営利企業のように商品やサービスの対価を主たる収入とすることが困難である。したがって、NPO は活動対象となる人々から利用料等を徴収して収入を得るといよりも、第三者から資金を集めることが必要となる。社会福祉活動を行う団体が共同募金会や助成財団から助成金を得たり、寄付金を集めたりするのはこのためである。こうした資金を集める行為をファンドレイジングといい、狭義には寄付金集めを指すが、一般的には会費や助成金、補助金などの支援性財源を獲得していくことも含むものとして理解されている。NPO 活動の発展により、ファンドレイジングという手法が近年注目されているが、この手法は単なる金集めを指すのではなく、その NPO が行う社会的課題解決に向けた活動に対する理解と共感を促すコミュニケーション手段でもある。

寄付の動向と街頭募金

日本ファンドレイジング協会が発行する『寄付白書 2013』によると、2012 年の 1 年間において寄付をした人は 4,759 万人と推計されている。これは日本の 2012 年における 15 歳以上人口の約 46.7% にあたり、生産年齢人口以上の約半数が何らかの形で寄付をしていることになる。個人による寄付総額は 6,931 億円で、2009 年からの推移をみても、東日本大震災の影響もあって、個人寄付は拡大傾向にあるといえる。

ファンドレイジングの手段として、また個人が寄付を行う手段として象徴的なのが街頭募金である。毎年 10 月から始まる赤い羽根共同募金、12 月に共同募金の一環として行われる歳末たすけあい募金、災害義援金募集、救世軍の社会鍋、交通遺児育英募金など、様々な募金活動において街頭募金という方法が採られている。『寄付白書 2013』によれば、個人寄付の手段として、「手渡し」(62.1%)、「募金箱」(28.7%) に次いで、「街頭募金」が 19.3% と 3 番目に多く、非常に身近な寄付手段として定着しているといえよう。

救世軍の社会鍋

代表的な街頭募金活動といえば、救世軍 (プロテスタント系のキリスト教団体) の社会鍋であろう。紅白のたすきが掛けられ三脚につるした鍋「社会鍋」を「募金箱」とした募金活動で、1906 (明治 39) 年に始まった生活困窮家庭支援を目的とした「慰問かご」(餅やみかんなどをかごに入れて、これを家庭に配布) がその前身である。その後、アメリカ・サンフランシスコの救世軍が実施した「クリスマス・ケトル」(1894 年、当時不況で失業者が多く出た船員とその家族に温かいスープの給食をクリスマスに提供するための資金集め) をヒントに、1909 (明治 42) 年からは失業者救済対策として三脚につるした鉄鍋を使用

した募金活動が行われており、日本における街頭募金の元祖とされている。最近ではあまり見られなくなったかもしれないが、現在でも 12 月には全国主要都市や東京都内の各所で行われており、東京都内における募金額は 11,824,832 円 (2014 年度)、寄せられた寄付金は、現在様々な救援活動 (災害被災者や街頭生活者への支援) などに活用されている。支援を必要とする人々に社会が目を向ける機会であり、それらの人々が歳末や正月を安心して迎えることができることを目的とする、現在の歳末たすけあいはしりである。ちなみに 2015 年から 11 月 30 日が「社会鍋の日」に制定されている。

共同募金における街頭募金

大正時代に入り、長崎県社会事業協会が共同募金という言葉を使用した募金活動を、1921 (大正 10) 年に同県において実施している。長崎県社会事業協会は県内社会事業施設の連絡調整などを行う団体で、同協会が実施した共同募金は施設側の連合募金的性格を有するものであり、現在の共同募金とは仕組みが異なるが、募金方法としては現在と共通するものが多い。当時の実施概要によると、募金方法として「大口募金」(大口寄付の見込みのある者を協会評議員に委嘱して懇談を通じて協力依頼)、「法人募金」(会社の代表を同じく協会評議員に委嘱して協力依頼)、「各戸募金」(市民を対象に各戸を訪問して協力依頼) とともに「社会事業デー」という項目がある。これが街頭募金のことで、10 月 22 日から 3 日間、市内の各婦人団体の奉仕により行われている。街頭募金の実施にあたっては、造花の徽章を約 3 万個準備し、10 銭以上の寄付をした人に対して贈呈したという。現在の「赤い羽根」や「緑の羽根」と同様に「寄付済み証」「参加の印」としての機能を果たしたもので、女子中等学校生徒と婦人会の奉仕によって製作されたという。

1947 (昭和 22) 年、現在の共同募金が開始されるのに伴い、これを所管する厚生省 (当時) 並びに社会事業共同募金中央委員会 (共同募金の中央組織で、現在の中央共同募金会) から「共同募金運動実施上の留意事項」という募金活動の具体的方法を記した文書が示されている。同文書の「寄付募集の実施」に、大口寄付の予約を主とする「事前募集」、地域内の各戸を対象とする「戸別募集」、都道府県庁などの職域を対象とした「職場団体より募集」と並んで、「街頭募集」の項目がある。この「街頭募集」に「青年団、学徒、宗団 (天理教徒、門徒) 等の援助を得ること」という記載があり、街頭募金の担い手として宗教団体、とくに天理教に対する期待が高かったことが想像され興味深い。実際、学生や宗教団体の人たちが街頭にて協力を呼びかけている。ただ、募金総額のうち街頭募金の額は少ない。共同募金において地域における戸別募金が 7 割程度を占めているのに対し、街頭募金は 1947 年の第 1 回目は 3.1%、2014 年度は 2.0% である。一人あたりの寄付単価も低く、街頭募金によって多くの寄付金を期待することは難しい。募金額の多寡よりも広報宣伝的機能を果たすものとしてとらえた方が現実的といえる。

[引用参考文献・資料] (文中で記した以外のもの)

- ・中央共同募金会 (1966) 『共同募金 20 周年記念誌 国民たすけあい共同募金』
- ・救世軍公式 WEB サイト